

# 県民の消費者教育に関する意識調査

日頃、県政に、格別のご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。この度、奈良県では、県民の皆様のご生活に関する意識や現状等を把握し、県民のニーズや地域の実情に基づいた、より効果的な消費者教育を推進するための施策検討の基礎資料とするため、「県民の消費者教育に関する意識調査」を実施することといたしました。

この調査は、県民の皆様の中から無作為抽出により選ばれた2,000人の方を対象に、実施するものです。

ご回答は無記名でお願いするとともに、ご回答いただいた内容は統計的に処理いたしますので、あなた個人のお名前やご意見が特定されることはありません。

また、ご回答いただいた内容は、調査の目的以外には使用いたしません。お忙しいところ、お手数をおかけいたしますが、調査の趣旨をご理解いただき、あなたのご意見をおうかがいしたいと思っておりますので、ぜひご協力くださいようお願い申し上げます。

ご回答にあたってのお願い

- ◆封筒の宛名のご本人がご回答くださいますようお願いいたします。(ご本人による記入が困難な場合は、ご家族等が、ご本人のお考えを代わりに記入してください。)
- ◆ご回答は、あてはまる選択肢の番号に○印をつけてください。
- ◆設問によって『○は1つ』『○は3つまで』など、○をつける数が異なりますので、注意書きに沿ってお答えください。
- ◆「その他」に○印をつけられた場合には、( ) 内に内容をご記入ください。
- ◆ご記入は、黒や青のボールペンまたは鉛筆などではっきりとわかりやすくお願いいたします。
- ◆ご回答が済みましたら、お手数ですが、同封の返信用封筒に調査票を入れて、平成26年12月23日(火)までにお近くの郵便ポストに投函してください(切手は不要です)。

本調査についてご不明な点などがございましたら、下記へお問い合わせください。

奈良県くらし創造部 消費・生活安全課 消費者行政係

電話 : 0742-27-8704 担当 : 夏秋、門前

FAX : 0742-22-0300

## I あなたご自身のことについてうかがいます。

問1 あなたの性別はどちらですか。(○は1つ)

1. 男性                      2. 女性

問2 あなたの年齢は次のうちどれですか。(○は1つ)

1. 20~29歳                      4. 50~59歳                      7. 70歳以上  
2. 30~39歳                      5. 60~64歳  
3. 40~49歳                      6. 65~69歳

問3 あなたの (同居している) ご家族の構成は、次のうちどれにあたりますか。(○は1つ)

1. ひとり暮らし                      4. 親と子と孫の三世代  
2. 夫婦のみ                          5. その他  
3. 親と子の二世代                      (具体的に )

問4 あなたの職業は何ですか。なお、兼業の方は、主として従事している職業を選んでください。(○は1つ)

1. 会社・団体などの正社員 (正職員)                      5. 専業主婦 (主夫)  
2. 会社・団体などの役員                                      6. 学生  
3. パート・アルバイト・非常勤・嘱託・派遣など                      7. 無職  
4. 自営業・自由業 (家族従事者を含む)                      8. その他 (具体的に )

問5 あなたのお住まいの市町村はどちらですか。(○は1つ)

1. 奈良市                      11. 葛城市                      21. 曾爾村                      31. 下市町  
2. 大和高田市                      12. 宇陀市                      22. 御杖村                      32. 黒滝村  
3. 大和郡山市                      13. 山添村                      23. 高取町                      33. 天川村  
4. 天理市                      14. 平群町                      24. 明日香村                      34. 野迫川村  
5. 橿原市                      15. 三郷町                      25. 上牧町                      35. 十津川村  
6. 桜井市                      16. 斑鳩町                      26. 王寺町                      36. 下北山村  
7. 五條市                      17. 安堵町                      27. 広陵町                      37. 上北山村  
8. 御所市                      18. 川西町                      28. 河合町                      38. 川上村  
9. 生駒市                      19. 三宅町                      29. 吉野町                      39. 東吉野村  
10. 香芝市                      20. 田原本町                      30. 大淀町

問6 あなたはインターネット (携帯電話を含む) を利用していますか。(○は1つ)

1. よく利用している (週4日~7日)                      4. まったく利用していない  
2. ときどき利用している (週2日~3日程度)                      5. わからない  
3. あまり利用していない (月1日~週1日程度)

II 「商品やサービスを購入（利用）する際の意識」についてうかがいます。

問7 あなたは、商品やサービスを選ぶとき、次の項目をどの程度意識しますか。  
①～⑩の項目すべてにそれぞれ回答してください。(○はそれぞれ1つずつ)

	常に意識	する意識	するまに意識	ほとんど意識しない
①価格	1	2	3	4
②機能や品質	1	2	3	4
③安全性	1	2	3	4
④広告・表示	1	2	3	4
⑤ブランドイメージ	1	2	3	4
⑥評判	1	2	3	4
⑦特典（ポイントカード、景品など）	1	2	3	4
⑧購入（利用）時の説明や対応などの接客態度	1	2	3	4
⑨商品やサービスが環境へ及ぼす影響	1	2	3	4
⑩苦情や要望に対する事業者の対応 (苦情相談窓口の有無やアフターサービスなど)	1	2	3	4
⑪事業者の経営方針や理念、社会貢献活動	1	2	3	4

問8 あなたは、消費者として、次の項目をどの程度心掛けていますか。  
①～⑥の項目すべてにそれぞれ回答してください。(○はそれぞれ1つずつ)

	心がけています	ある程度心掛けています	いらない	あまりない	ほとんどない
①表示や説明を十分確認し、その内容を理解した上で商品やサービスを選択する	1	2	3	4	5
②トラブルに備えて、対処方法などの知識を得ておく	1	2	3	4	5
③商品やサービスについて問題があれば、事業者に申し立てを行う	1	2	3	4	5
④ライフステージや経済状況の変化等、将来を見通した生活設計を考える	1	2	3	4	5
⑤個人情報管理について理解し、適切な行動をとる	1	2	3	4	5
⑥環境に配慮した商品やサービスを選択する	1	2	3	4	5

III 消費者問題への関心についてうかがいます。

消費者問題とは

消費者が購入した商品、サービス等の安全上の問題や偽装表示、不適正な販売方法に関する問題などを言います。

問9 あなたは、消費者問題についてどの程度関心がありますか。(○は1つ)

1. 関心がある	3. あまり関心がない
2. どちらかといえば関心がある	4. 関心がない
	5. どちらともいえない

→問9-2以降へ

問9で「1. 関心がある」または「2. どちらかといえば関心がある」と回答した方にうかがいます。

問9-1 あなたはどのような消費者問題に関心がありますか。(○はいくつでも)

1. 強引な勧誘や不正な販売などの悪質商法について
2. インターネット（携帯電話を含む）やメールを利用した悪質商法について
3. 振り込め詐欺や架空・不当請求等の特殊詐欺について
4. 投資・保険・預金・融資などの金融商品に関する問題について
5. 製品の欠陥により生じる事故について
6. 食品の安全性（成分や表示、消費期限）について
7. 省エネやエコなどの環境問題について
8. サラ金やクレジット等による多重債務の問題について
9. 個人情報流出問題について
10. その他（具体的に）

【次のページの問10へ】

問9で「3. あまり関心がない」または「4. 関心がない」と回答した方にうかがいます。

問9-2 あなたが消費者問題にあまり関心がない、または関心がないのはなぜですか。(○はいくつでも)

1. 自分にとって身近な問題ではないと思うから
2. いままでに学んだり考えたりする機会がなかったから
3. 難しそうだから
4. 自分が被害にあうことはないと思うから
5. その他（具体的に）

#### IV 消費者被害の状況についてうかがいます。

問10 あなたは、次のような悪質な手口があることをご存じですか。①～⑩の各項目について回答してください。(○は認知度・経験があり、○は経験があり、○は経験がそれぞれ1つずつ)

	認知度			経験		
	知っている	なるが内容は知らない	名前も知らない	実際に被害を受けたことがある	はとが誘われて被害を受けたことがある	とは誘われて被害を受けたことがある
①点検商法 「無料で点検する」として突然訪問し、「布団にダニがいる」「シロアリ被害がある」「すぐに修理が必要」などと不安をあおり、商品やサービスを強要させる。	1	2	3	1	2	3
②催眠(SF)商法 「商品をプレゼント」「健康によい話をする」などと人を集め、開かれた会場で日用品などを無料で配り、雰囲気を感じて興奮状態にし、高額な商品を売りつける。	1	2	3	1	2	3
③資格商法 職場などに執拗に電話をかけ、「受講すれば、試験を受けることなく資格が取れる」などと強引な勧誘を行う。しかし、実際には、受講のみでの資格取得はできなかったり、そもそも存在しない資格であったりする。	1	2	3	1	2	3
④内職商法 「在宅ビジネスで高収入が得られる」などと勧誘し、実際には高額な機材の購入を迫ったり、講習料や登録料を要求したりする。ほとんど収入が得られない場合が多い。	1	2	3	1	2	3
⑤利殖商法 未公開株式や外国債券、国内では換金が困難な外国通貨などについて、「必ず儲かる」などと語り、投資・購入を勧めるが、実際には儲けられない場合が多い。	1	2	3	1	2	3
⑥マルチ商法 商品等の購入とともに販売員として販売組織への加入を勧誘され、自身も販売員になり新たな顧客を獲得するとお金がもらえるなどと言われるが、実際には商品は売れず、債務だけが残ることが多い。	1	2	3	1	2	3
⑦キャッチセールス 駅や繁華街の路上で「アンケート調査に答えてほしい」などと呼び止め、喫茶店や営業所に連れて行き、不安をあおるなどして商品やサービスの契約させる。	1	2	3	1	2	3

	認知度			経験		
	知っている	なるが内容は知らない	名前も知らない	実際に被害を受けたことがある	はとが誘われて被害を受けたことがある	とは誘われて被害を受けたことがある
⑨デート商法 出会い系サイトなどで販売目的を隠して近づき、巧みな話術で好意を抱かせ、異性の感情を利用して商品を購入させる。	1	2	3	1	2	3
⑩当選商法 「当選した」「景品が当たった」などと言って呼び出し、高額な商品を売りつけたり、「海外の宝くじに当選した」とダイレクトメールを送りつけて申込み金などをたまし取る。	1	2	3	1	2	3
⑪次々商法 言葉巧みに近づいて、消費者が一度契約をすると、必要のない商品やサービスを次々と販売して契約させる。複数の業者が入れ替わりで次々に販売する場合もある。	1	2	3	1	2	3
⑫送りつけ商法(ネガティブ・オポジション) 注文していない商品を、勝手に送りつけ、断らなければ買ったものとし、代金を一方的に請求する。	1	2	3	1	2	3
⑬贈運(靈感)商法 不幸や不安につけこみ、不安をあおり、高額な数珠、印鑑などを買わせたり、高額な折とろ料やお布施を名目の金品を要求される。	1	2	3	1	2	3
⑭強引な押し買い(訪問購入) 自宅に事業者が訪れ、居残などの貴金属や洋服などを安い価格で強引に買い取っていく。	1	2	3	1	2	3
⑮強引な押し売り(訪問販売) 一度断ったにもかかわらず、強引、執拗に電話や訪問を繰り返す。商品購入などを勧誘する。	1	2	3	1	2	3
⑯二次被害(原野商法など) 以前契約した商品やサービスについて「被害を取り戻す」などと説明し、過去にあった被害の救済を装って金銭を支払わせる。	1	2	3	1	2	3
⑰インターネットトラブル ご家族がインターネットやスマートフォンを利用するに当たり、課金制のサイトの利用で思いがけず利用料が高額になった、通信販売による前払いをしたにもかかわらず、商品が届かないなどインターネットに関するトラブル。	1	2	3	1	2	3
⑱新種の悪質商法 CO <sub>2</sub> の排出権取引、老人ホーム加入権の販売、アダルトDVDの送りつけなどにより不当な金額を請求する、公的機関をかたって個人情報削除を持ちかけるなど新たな手口の悪質商法	1	2	3	1	2	3

問 10 ①～⑯の悪質商法について、1つでも被害を受けたことがあると回答した方にかがいます。

問 10-1 被害を受けた際に、どこに（誰に）相談したり、伝えたりしましたか。（○はいいくつでも）

1. 家族、知人、同僚など身近な人 2. 市町村消費生活相談窓口 3. 県消費生活センター 4. 国民生活センター 5. 商品・サービスの提供元であるメーカーなどの事業者 6. 商品・サービスの勧誘や販売を行う販売店や代理店など 7. 弁護士や司法書士 8. 消費者団体 9. 警察 10. 上記1～9以外の人や機関（具体的に） 11. 誰にも相談したり、伝えたりしなかった	)
---	---

問 10-1 で「11. 誰にも相談したり、伝えたりしなかった」と回答した方にかがいます。

問 10-2 どこにも（誰にも）相談しなかった理由として、あてはまるものはどれですか。（○はいいくつでも）

1. どこに相談したり、伝えたりしたらいいかわからなかった 2. 気まずい思いをしたり、もめごとになったりするのが心配だった 3. 相手方から嫌がらせなどを受けるのではないかと不安だった 4. 相談しなくても自力で解決できると思った 5. 相談などしても、解決すると思えなかった 6. 自分にも責任があると思った 7. めんどろだった 8. 被害を思い出しにくかった 9. 周りの人に被害にあったことを知られるのが恥ずかしかった 10. 相談すると経済的に負担がかかると思った 11. その他（具体的に） 12. 特に理由はない	)
---	---

すべての方にかがいます。

問 11 あなたが消費者被害にあったとき、「安心して相談できるところ」は次のどれですか。（○はいいくつでも）

1. 家族、知人、同僚など身近な人 2. 市町村消費生活相談窓口 3. 県消費生活センター 4. 国民生活センター 5. 商品・サービスの提供元であるメーカーなどの事業者 6. 商品・サービスの勧誘や販売を行う販売店や代理店など 7. 弁護士や司法書士 8. 消費者団体 9. 警察 10. 上記1～9以外の人や機関（具体的に） 11. 特にない	)
---	---

問 12 あなたは、次の各項目について、言葉やその内容を知っていますか。（①～⑯について、○はそれぞれ1つずつ）

※①～⑯は、相談したことがあるかどうかもお答えください

	相談したことがある	言葉も内容も理解している	言葉も内容も知らない
①奈良県消費生活センター	1	2	3
②お住まいの市町村の消費生活センターまたは相談窓口	1	2	3
③消費庁	1	2	3
④国民生活センター	1	2	3
⑤消費生活相談員	1	2	3
⑥くらしの安全・安心サポーター	1	2	3
⑦消費者ホットライン	1	2	3
⑧消費者市民社会		2	3
⑨クーリング・オフ制度		2	3
⑩フェアトレード		2	3

**V 消費者問題に関する情報や消費者教育についてうかがいます。**

問13 賢買商法の手口や消費生活上のトラブル等の情報を、主にどのような方法で入手していますか。(〇はいくつでも)

1. テレビ・ラジオ
2. 新聞・雑誌
3. 事業者等からのお知らせ
4. 自治体の広報紙(誌)・ホームページ
5. 消費告庁・国民生活センターのホームページ
6. 消費生活センター等の自治体相談窓口
7. 家族・知人
8. 個人のブログやインターネット掲示板
9. その他( )
10. 情報の入手はしていない

問14 あなたは、消費者問題について、どのような情報がほしいですか。(〇はいくつでも)

1. 消費生活における問題に関する法律や制度など(契約、クーリング・オフ制度など)
2. 消費生活における問題に関する相談窓口の案内
3. 賢買商法などの手口、被害・トラブルへの対処方法
4. 講座や講演会などのイベント開催情報
5. 商品テストや商品・サービスの安全性について
6. 悪質な事業者の情報
7. リコール情報について
8. 消費者問題の解決に取り組む民間団体等について
9. 消費生活に関する行政の施策や取り組み
10. その他(具体的に )
11. 特にない

問15 消費生活に関する学習の機会(授業、講義、出前講座など)が学校、地域、職場などのさまざまな場所で提供されています。あなたは、こうした「消費者教育・啓発」を受けたことがありますか。(〇は1つ)

1. ある
2. ない →問15-3へ

問15で「1.ある」と回答した方にうかがいます。

問15-1 それは、どのような内容のものでしたか。(〇はいくつでも)

1. 安全・安心な商品の選び方や表示の見方(例えば、素材や添加物表示の見方)
2. 契約のルールや取引のトラブル防止策(例えば、クーリング・オフの仕方、悪質商法の手口とその対処)
3. 家計の管理や生活設計
4. 環境に配慮した生活(例えば、環境に配慮した製品の購入、ゴミの減量)
5. 情報通信の有効活用や安全の確保(例えば、インターネットや携帯電話の安全な利用法)
6. 製品事故や取引被害にあったときの解決手段(例えば、相談機関の情報)
7. その他(具体的に )

問15-2 それは、どのような機会に受けましたか。(〇はいくつでも)

1. 小・中学校、高等学校の授業(家庭科・社会科など)
2. 小・中学校、高等学校の課外授業・特別授業・見学など
3. 大学・専門学校などの講義
4. 大学・専門学校等のオリエンテーションなど
5. 県や市町村が開催する講演会や研修会など
6. 地域(町内会や老人クラブなど)での講習会・勉強会など
7. 職場での講習会・勉強会など
8. 消費者団体主催の講習会・勉強会など
9. 事業者・事業者団体主催の講習会・見学会など
10. その他(具体的に )

問15で「2.ない」と回答した方にうかがいます。

問15-3 受けたことがないのはなぜですか。(〇はいくつでも)

1. 忙しく時間がない
2. 日程が合わない
3. 会場まで行くのが難しい
4. テーマ等に興味・関心がない
5. 参加するのがめんどうだった
6. 参加しても有益な情報を得られるとは思えない
7. 他の場所や媒体で情報を得ているから参加する必要がない
8. 知らなかったから
9. その他(具体的に )
10. 特に理由はない

小・中学生の保護者の方にうかがいます。それ以外の方は問17へお進みください。

問16 あなたは、次の消費者教育に関する事柄について、家庭の中で話し合ったことがありますか。(〇はいくつでも)

1. お小遣いやお年玉などお金の使い方
2. インターネットや携帯電話などの注意点やトラブル
3. 食中毒や偽装表示など食品の安全性に関する問題
4. 強引な勧誘や不当な請求などの悪質な手口やその対策
5. 家庭における省エネやゴミの減量などの環境問題
6. 商品・サービスの適切な選択、購入及び活用の仕方
7. クレジットカードのしくみと注意点
8. 通信販売のしくみと注意点
9. トラブルが生じた際の相談に関すること
10. その他(具体的に )
11. 話し合ったことがない

すべての方にうかがいます。

問17 消費生活上のトラブルを防止するため、どの対象に対して重点的に啓発・対策を行うと効果があると思いますか。(〇は主なものに1つだけ)

- |                 |               |
|-----------------|---------------|
| 1. 小学生を対象       | 7. 高齢者を対象     |
| 2. 中学生を対象       | 8. 障がいのある人を対象 |
| 3. 高校生を対象       | 9. その他        |
| 4. 大学・専門学校生等を対象 | (具体的に)        |
| 5. 新社会人を対象      |               |
| 6. 一般成人を対象      |               |

問18 あなたは、消費生活に関することで、地域の集まりや学校教育の現場で取り上げてほしいと考えていることは何ですか。(〇は3つまで)

- |  |
|--|
| 1. 悪質商法の手口と対処方法                              |
| 2. トラブルが起きた時に家族などに相談する習慣や、クーリング・オフ制度の内容と利用方法 |
| 3. インターネット(スマートフォン)の使い方や危険なサイトに対する注意点        |
| 4. 商品・サービスを購入・利用する際の注意点                      |
| 5. クレジットの利用方法や計画的なお金の使い方、貯蓄                  |
| 6. 金融商品(預貯金、債権、株式、保険)に関すること                  |
| 7. 消費者被害に遭ったときの相談窓口の情報                       |
| 8. 環境問題に関すること                                |
| 9. その他(具体的に)                                 |

## VI 消費者行政についてうかがいます。

問19 消費者問題に対する取り組みとして県や市町村に望むことは何ですか。(〇は3つまで)

- |                                      |
|--------------------------------------|
| 1. 身近な場所で相談できる窓口を増やす(消費生活センター新設など)   |
| 2. 夜間や休日でも相談できるよう相談体制を充実する           |
| 3. 消費者の自立を促す消費者教育(講座などを含む)の機会を拡充する   |
| 4. 消費者被害の実態や対処方法、相談窓口の連絡先など情報提供を充実する |
| 5. 商品・サービスの事故などのリコール情報の提供を充実する       |
| 6. 消費者を取り巻く問題に取組む市民団体活動を支援する         |
| 7. 行政が事業者への指導・取組みを強化する               |
| 8. 住民の声を消費者行政に反映するため、提案や申し出の制度を充実する  |
| 9. その他(具体的に)                         |

問20 消費生活について、お気づきの点やご意見・ご要望などがありましたら、ご自由にお書きください。

--

ご協力ありがとうございます。

12月23日(火)までに切手を貼らずにポストにご投函ください。

## 消費者教育に関する実態調査

日頃は、県政に、格別のご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。  
 この度、県では、県内に所在する小学校、中学校及び高等学校における消費者教育に関する実態や現状等を把握し、学校のニーズや地域の実情に基づいた、より効果的な施策の推進を図るために、また、今後の施策効果を検証するために必要な基礎的項目の把握をし、消費者教育を推進するための施策検討の基礎資料とするために、「消費者教育に関する実態調査」を実施することといたしました。

この調査は、無作為抽出により選ばれた奈良県内に所在する小学校、中学校、高等学校等合わせて200校を対象に実施するものです。

お忙しいところ、お手数をおかけいたしますが、調査の趣旨をご理解いただき、ぜひご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、本調査の結果については、取りまとめの上、個別情報を伏した統計データとして公表し、フィードバックさせていただきます。

ご回答にあたってのお願い

- ◆ご回答は、貴校の教頭先生等管理職によるご記入をお願いします。
- ◆ご回答は、あてはまる選択肢の番号に○印をつけてください。
- ◆設問によって『○は1つ』『○は3つまで』など、○をつける数が異なりますので、注意書きに沿ってお答えください。
- ◆「その他」に○印をつけられた場合には、( ) 内に内容をご記入ください。
- ◆ご記入は、黒や青のボールペンまたは鉛筆などではっきりとわかりやすくお願いします。
- ◆ご回答が済みましたら、お手数ですが、同封の返信用封筒に調査票を入れて、平成26年12月23日(火)までにお近くの郵便ポストに投函してください(切手は不要です)。

本調査についてご不明な点などがございましたら、下記へお問い合わせください。

奈良県くらし創造部 消費・生活安全課 消費者行政係

電話 : 0742-27-8704 担当: 夏秋、門前

FAX : 0742-22-0300

### I 貴校についてうかがいます。

問1 貴校についてご回答ください。

学校名				
区分	1. 公立(市町村)	2. 公立(県)	3. 国立	4. 私立
共別学	1. 共学	2. 女子校	3. 男子校	
学校規模 (生徒・児童数)	1. 200人以下	3. 401~600人	4. 601人以上	
2. 201~400人				

### II 児童・生徒に対する消費者教育の実施状況等についてうかがいます。

問2 消費者教育に関する指導を、どのような教科・領域で行っていますか。あてはまる教科・領域の番号に○をつけ、指導を行っている学年及び1年あたりの時間数を教えてください。

	学年		時間(/年)		学年		時間(/年)	
	( )年	( )年	( )時間	( )時間	( )年	( )年	( )時間	( )時間
1. 家庭科	( )年	( )年	( )時間	( )時間	( )年	( )年	( )時間	( )時間
2. 社会科 (公民等も含む)	( )年	( )年	( )時間	( )時間	( )年	( )年	( )時間	( )時間
3. 総合的な 学習の時間	( )年	( )年	( )時間	( )時間	( )年	( )年	( )時間	( )時間
4. 道徳	( )年	( )年	( )時間	( )時間	( )年	( )年	( )時間	( )時間
5. 課外の活動	( )年	( )年	( )時間	( )時間	( )年	( )年	( )時間	( )時間
6. LHR及び特別 活動	( )年	( )年	( )時間	( )時間	( )年	( )年	( )時間	( )時間
7. その他	( )年	( )年	( )時間	( )時間	( )年	( )年	( )時間	( )時間
8. 行っていない	( )年	( )年	( )時間	( )時間	( )年	( )年	( )時間	( )時間

→問3へ

問 2で1.～7.と回答した方にかがいます。

問 2-1 消費者教育の授業は、どのようなテーマで行っていますか。(〇はいくつでも)

1. 契約とはなにか
2. 悪質商法の手口と対処方法
3. お金の使い方 (お金の大切さ、役割等)
4. 保険・預金などの金融商品・投資に関するトラブル
5. 多重債務・家計管理・生活設計
6. 振り込め詐欺や投資詐欺等
7. 携帯電話・スマートフォン・インターネットに関するトラブル
8. クーリング・オフ制度等
9. クレジットカードの仕組み
10. 食品や製品の安全と表示
11. グリーンコンピューター
12. エシカルコンシューマー
13. フェアトレード
14. 消費者トラブルへの対処法や相談について
15. その他 (具体的に)

問 2-2 消費者教育の授業で活用しているものは何ですか。(〇はいくつでも)

1. 教科書 →問3へ
2. 補助教材 →問3へ
3. 外部講師
4. その他 (具体的に) →問3へ

問 2-2で「3.外部講師」と回答した方にかがいます。

問 2-3 授業を行った外部講師の所属を選んでください。(〇はいくつでも)

1. 教育委員会職員 (社会教育主事等)
2. 消費生活センター職員
3. 警察
4. 金融広報委員会
5. その他 (具体的に)

問 2-4 消費者教育を行うにあたって、県、各種団体、企業等で行っている講座等を利用していますか。(〇はいくつでも)

1. 県消費生活センターで行っている講座を利用したことがある
2. 県消費生活センター以外の部署で実施している講座を利用したことがある
3. 民間企業や各種団体が実施している講座を利用したことがある
4. 利用したことがない

問 2-4で「4.利用したことがない」と回答した方にかがいます。

問 2-5 講座等を利用しなかった理由を選んでください。(〇は2つまで)

1. 講座に関する情報がなく、よく知らなかった
2. 授業実施の決定から、実際に授業を行うまでの期間が短く、外部に依頼するなどの手順を行う時間がなかった
3. 実施したい授業の内容と、各主体が実施している講座の内容が合わなかった
4. 講師の日程が合わず、実施できなかった
5. 内容を考えたときに、各主体で実施する講座の質が十分とは思えなかった
6. 十分な消費者教育が実施できており、必要がなかった
7. その他 (具体的に)

### Ⅲ 貴校における消費者教育の考え等についてうかがいます。

すべての方にかがいます。

問 3 学校において消費者教育を推進するために必要だと思われることを選んでください。

(〇は3つまで)

1. 効果的な実践事例の紹介
2. 児童・生徒向け教材の作成・配布
3. DVD等映像資料の提供
4. 講師派遣
5. 教員に対する研修
6. 学校での消費者教育について、消費者団体や事業者等と意見交換を行う機会の提供
7. 消費者被害の最新情報の定期的な提供
8. その他 (具体的に)



問4 消費者教育を推進するにあたって、課題となっていて、課題となっていることを選んでください。(〇は3つまで)

1. どのような取り組みをすればよいかわからない
2. 指導者や講師となる人材の情報が得られない
3. 活用できる教材が少ない
4. 予算がない
5. 教員のスキルアップを図る研修などの機会が少ない
6. 他に優先課題があり取り組めない
7. 学生・生徒・児童の関心がない
8. 管理職を含む校内での理解が得られない
9. その他 (具体的に)
10. 特にない

問5 授業等で活用しやすい、または効果があると思われる方法・手段を選んでください。(〇は3つまで)

1. DVD等の映像を使用
2. パソコンの活用
3. スマートフォンの活用
4. 紙媒体(チラシ、ワークシート等)の使用
5. ボードゲーム等グループワークの活用
6. ロールプレイングの実践
7. その他 (具体的に)

問6 消費者問題に関する教材で、希望するテーマを選んでください。(〇は3つまで)

1. 契約とはなにか
2. 悪質商法 (SF 商法、キャッチセールス、デート商法、マル手商法、霊感商法等)
3. お金の使い方 (お金の大切さ、役割等)
4. 金融商品・投資に関するトラブル
5. 多重債務・家計管理・生活設計
6. 振り込み詐欺や投資詐欺等
7. 携帯電話・スマートフォン・インターネットに関するトラブル
8. クーリング・オフ制度等
9. クレジットカードの仕組み
10. 食品や製品の安全と表示
11. グリーンコンピューター
12. エシカルコンピューター
13. フェアトレード
14. その他 (具体的に)

問7 県消費生活センターでは、消費生活知識の普及や消費者トラブルの未然防止のため、ご希望に応じて地域の団体・学校・一般消費者グループが開催する講座や講演会などに、講師を派遣する移動講座を実施しています。利用したことがありますか。(〇は1つ)

1. 利用したことがある
2. 利用したことはないが知っている →問7-2ハ
3. 知らなかった →問8ハ

問7-1 利用したことがある」と回答した方にうかがいます。

問7-2 利用したことはないが知っている」と回答した方にうかがいます。

1. 大変よかった
2. よかった
3. あまりよくなかった
4. よくなかった
5. 思っていたとおりのだった
6. 思っていたのと違っていた
7. 必要なものだった
8. 必要ないものだった
9. その他 (具体的に)

問7-1 利用したことはないが知っている」と回答した方にうかがいます。

問7-2 利用したことはないが知っている」と回答した方にうかがいます。

1. 移動講座の内容がよくわからない
2. 消費生活センターへの申請手続が面倒である
3. 学校の中での手続が面倒である
4. 2か月前までに予定を立てることができない
5. 移動講座を実施する必要性を感じない
6. 移動講座の時間をとることができない
7. テーマや希望の講師を決められない
8. 講師との打合せが面倒である
9. その他 (具体的に)

IV 教職員に対する消費者教育についてうかがいます。

すべての方にうかがいます。

問8 消費者問題に関する教職員向け講座において、希望するテーマを選んでください。(○は3つまで)

1. 契約とはなにか
2. 悪質商法 (SF商法、キャッチセールス、デパート商法、マルチ商法、靈感商法等)
3. お金の使い方 (お金の大切さ、役割等)
4. 金融商品・投資に関するトラブル
5. 多重債務・家計管理・生活設計
6. 振り込み詐欺や投資詐欺等
7. 携帯電話・スマートフォン・インターネットに関するトラブル
8. クーリング・オフ制度等
9. クレジットカードの仕組みについて
10. 食品や製品の安全と表示について
11. グリーンコンピュータ
12. エシカルコンピュータ
13. フェアトレード
14. その他 (具体的に)

問9 教職員が、講座に参加しやすい時期を選んでください。(○は2つまで)

1. 春季休業日
2. 夏季休業日
3. 冬季休業日
4. 長期休業日以外の夜間
5. 長期休業日以外の土曜日
6. その他 (具体的に)

問10 今後、消費者問題に関する研修(講座)参加を教職員が希望する場合の対応を選んでください。(○はいくつでも)

1. 所属する組織(例えば教育委員会)が主催する研修への参加を認める
2. 消費生活センター等の行政主催講座の中で、教育委員会の後援を受けた講座への参加を認める
3. 消費生活センター等の行政主催講座への参加を認める
4. 民間団体等の主催講座でもテーマにより参加を認める
5. 勤務時間中の参加は認めない
6. その他 (具体的に)

ご協力ありがとうございます。

12月23日(火)までに切手を貼らずにポストにご投函ください。

問11 今後、行政・事業者・学校・消費者団体等が連携、協力して消費者教育を実施していくにあたり、ご意見やご提案がありましたらご記入ください。

## 消費者教育に関する実態調査

日頃は、県政に、格別のご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。  
 この度、県では、県内に所在する学校における消費者教育に関する実態や現状等を把握し、学校の二一ズや地域の実情に基づいた、より効果的な施策の推進を図るために、また、今後の施策効果を検証するための必要な基礎的項目の把握をし、消費者教育を推進するための施策検討の基礎資料とするために、「消費者教育に関する実態調査」を実施することといたしました。

この調査は、無作為抽出により選ばれた奈良県内に所在する小学校、中学校、高等学校、大学合わせて200校を対象に実施するものです。

お忙しいところ、お手数をおかけいたしますが、調査の趣旨をご理解いただき、ぜひご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、本調査の結果については、取りまとめの上、個別情報を伏した統計データとして公表し、フィードバックさせていただきます。

— ご回答にあたってのお願い —

- ◆ ご回答は、あてはまる選択肢の番号に○印をつけてください。
- ◆ 設問によって『○は1つ』『○は3つまで』など、○をつける数が異なりますので、注意書きに沿ってお答えください。
- ◆ 「その他」に○印をつけられた場合には、( ) 内に内容をご記入ください。
- ◆ ご記入は、黒や青のボールペンまたは鉛筆などではっきりとわかりやすくお願いします。
- ◆ ご回答が済みましたら、お手数ですが、同封の返信用封筒に調査票を入れて、平成26年12月23日(日)までにお近くの郵便ポストに投函してください(切手は不要です)。

本調査についてご不明な点などがございましたら、下記へお問い合わせください。

奈良県くらし創造部 消費・生活安全課 消費者行政係

電話 : 0742-27-8704 担当: 夏秋、門前

FAX : 0742-22-0300

## I 貴校についてうかがいます。

問1 貴校についてご回答ください。

学校名							
区分	1. 国立	2. 県立	3. 私立				
共別学	1. 共学	2. 女子校	3. 男子校				
学校規模 (学生数)	1. 500人以下	4. 1,501~2,000人	7. 4,001人以上	2. 501~1,000人	5. 2,000~3,000人	3. 1,001~1,500人	6. 3,000~4,000人
ご回答者の役職							

## II 消費者教育の実施状況等についてうかがいます。

問2 消費者問題について、学生に対してどのような啓発・情報提供等を行っていますか。(○はいくつでも)

<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 講義の内容として実施</li> <li>2. ポスター等の掲示</li> <li>3. 校内放送</li> <li>4. メール配信</li> <li>5. 保護者への情報提供</li> <li>6. 学生便覧等への掲載</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>7. 刊行物の作成・配布</li> <li>8. 学生向け Web サイトへの掲載</li> <li>9. シンポジウム・セミナー等の開催</li> <li>10. その他 (具体的に)</li> <li>11. 特になし</li> </ol>
---	---

問3 学生に対して、どのようなテーマで消費者教育・啓発を行っていますか。(○はいくつでも)

<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 契約とはなにか</li> <li>2. 悪質商法の手口と対処方法</li> <li>3. 保険・預金などの金融商品・投資に関するトラブル</li> <li>4. 多重債務・家計管理・生活設計</li> <li>5. 振り込み詐欺や投資詐欺等</li> <li>6. 携帯電話・スマートフォン・インターネットに関するトラブル</li> <li>7. クーリング・オフ制度等</li> <li>8. クレジットカードの仕組み</li> <li>9. 食品や製品の安全と表示</li> <li>10. グリーンコンシューマー</li> <li>11. エシカルコンシューマー</li> <li>12. フェアトレード</li> <li>13. 消費者トラブルへの対処法や相談について</li> <li>14. その他 (具体的に)</li> <li>15. 消費者教育・啓発は行っていない → 問4へ</li> </ol>	問3-1へ
--	-------

問3で「1.」～「14.」と回答した方にかがいます。

問3-1 消費者教育・啓発をいつ実施していますか。(〇はいくつでも)

1. 入学時のガイダンスの際に実施
2. 授業の内容として実施
3. 就職ガイダンスの際に実施
4. その他 (具体的に)

問3-2 消費者教育を行うにあたって、県、各種団体、企業等で行っている講座等を利用していますか。(〇はいくつでも)

1. 県消費生活センターで行っている講座を利用したことがある
2. 県消費生活センター以外の部署で実施している講座を利用したことがある
3. 民間企業や各種団体が実施している講座を利用したことがある
4. 利用したことがない

問3-2で「4. 利用したことがない」と回答した方にかがいます。

問3-3 講座等を利用しなかった理由を選んでください。(〇は2つまで)

1. 講座に関する情報がなく、よく知らなかった
2. 授業実施の決定から、実際に授業を行うまでの期間が短く、外部に依頼するなどの手続を行う時間がなかった
3. 実施したい授業の内容と、各主体が実施している講座の内容が合わなかった
4. 講師の日程が合わず、実施できなかった
5. 内容を考えたときに、各主体で実施する講座の質が十分とは思えなかった
6. 十分な消費者教育が実施できており、必要がなかった
7. その他 (具体的に)

すべての方にかがいます。

問4 消費者教育を推進するにあたって、課題となっていることを選んでください。

(〇は3つまで)

1. どのような取り組みをすればよいかわからない
2. 指導者や講師となる人材の情報が得られない
3. 活用できる教材が少ない
4. 予算がない
5. 職員のスキルアップを図る研修などの機会が少ない
6. 他に優先課題があり取り組めない
7. 学生の関心がない
8. 上司の理解が得られない
9. その他 (具体的に)
10. 特になし

問5 消費生活に関する相談窓口を配置していますか。(〇は1つ)

1. 設置している
2. 設置していない →問6へ

問5で「1. 設置している」と回答した方にかがいます。

問5-1 相談窓口等において学生への対応を行う職員に対して、消費者問題に関する研修等を実施していますか。(〇は1つ)

1. 定期的な研修等を実施している
2. 必要に応じて研修等を実施している
3. 研修等は実施していない
4. その他 (具体的に)

すべての方にかがいます。

問6 学生の消費者問題に関する対応について、どのような機関と連携をしていますか。

(〇は1つ)

1. 消費生活センター(消費者センター)
2. 警察
3. 他大学等
4. 地方公共団体
5. 弁護士会
6. 司法書士会
7. 大学生協
8. 金融広報委員会
9. 消費者団体
10. NPO等の民間団体
11. 民間企業
12. その他 (具体的に)
13. 特に連携はしていない

問7 県消費生活センターでは、消費生活知識の普及や消費者トラブルの未然防止のため、ご要望に応じて地域の団体・学校・一般消費者グループが開催する講座や講演会などに、講師を派遣する移動講座を実施しています。利用したことがありますか。(〇は1つ)

1. 利用したことがある
2. 利用したことはないが知っている →問7-2へ
3. 知らなかった →問8へ

問7で「1. 利用したことがある」と回答した方にかがいます。

問7-1 利用した感想はいかがでしたか。(〇はいくつでも)

1. 大変よかった
2. よかった
3. あまりよくなかった
4. よくなかった
5. 思っていたとおどらなかった
6. 思っていたのと違っていた
7. 必要なものだと思った
8. 必要のないものだと思った
9. その他 (具体的に)

問7で「2.利用したことはないが知っている」と回答した方にかかっています。

問7-2 利用したことがないのはなぜですか。(〇はいくつでも)

<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 移動講座の内容がよくわからない</li> <li>2. 消費生活センターへの申請手続が面倒である</li> <li>3. 学校の中での手続が面倒である</li> <li>4. 2か月前までに予定を立てることができない</li> <li>5. 移動講座を実施する必要性を感じない</li> <li>6. 移動講座の時間をとることができない</li> <li>7. テーマや希望の講師を決められない</li> <li>8. 講師との打合せが面倒である</li> <li>9. その他 (具体的に)</li> </ol>	)
---	---

すべての方にかかっています。

問8 消費者問題に関する教職員向け講座において、希望するテーマを選んでください。(〇は3つまで)

<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 契約とはなにか</li> <li>2. 悪質商法 (SF商法、キヤッチセールス、テート商法、マルチ商法、靈感商法等)</li> <li>3. 金融商品・投資に関するトラブル</li> <li>4. 多重債務・家計管理・生活設計</li> <li>5. 振り込み詐欺や投資詐欺等</li> <li>6. 携帯電話・スマートフォン・インターネットに関するトラブル</li> <li>7. クーリング・オフ制度等</li> <li>8. クレジットカードの仕組み</li> <li>9. 食品や製品の安全と表示</li> <li>10. グリーンコンシューマー</li> <li>11. エシカルコンシューマー</li> <li>12. フェアトレード</li> <li>13. その他 (具体的に)</li> </ol>	)
--	---

問9 教職員が、講座に参加しやすい時期を選んでください。(〇は2つまで)

<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 春季休業日</li> <li>2. 夏季休業日</li> <li>3. 冬季休業日</li> <li>4. 長期休業日以外の夜間</li> <li>5. 長期休業日以外の土曜日</li> <li>6. その他 (具体的に)</li> </ol>	)
--	---

問10 今後、消費者問題に関する研修 (講座) 参加を教職員が希望する場合は対応を選んでください。(〇はいくつでも)

<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 所属する組織 (例えば学校設置者) が主催する研修への参加を認める</li> <li>2. 消費生活センター等の行政主催講座の中で、文部科学省等行政機関の後援を受けた講座への参加を認める</li> <li>3. 消費生活センター等の行政主催講座への参加を認める</li> <li>4. 民間団体等の主催講座でもテーマにより参加を認める</li> <li>5. 勤務時間中の参加は認めない</li> <li>6. その他 (具体的に)</li> </ol>	)
---	---

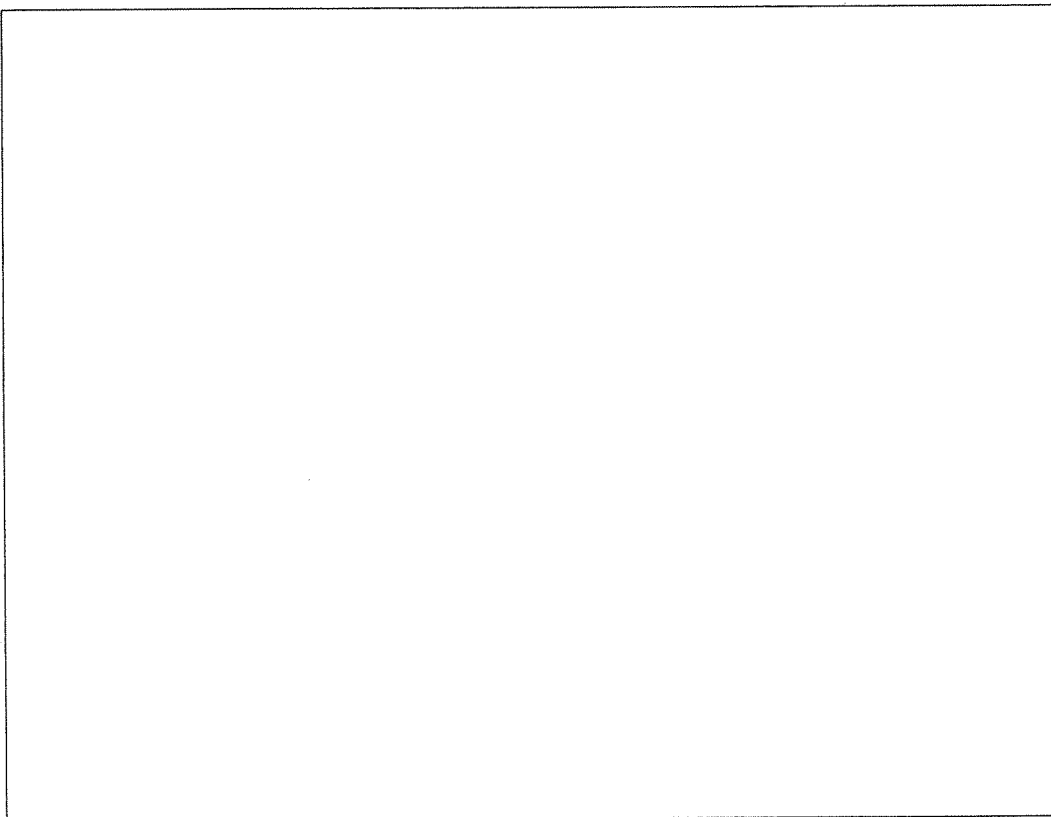
問11 学生に対する消費者教育に取り組む際に、行政に期待することを選択してください。(〇はいくつでも)

<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 効果的な実践事例の紹介</li> <li>2. 学生向けパンフレット等の配布 (紙)</li> <li>3. 学生向けパンフレット等の配布 (データ)</li> <li>4. DVD等映像資料の提供</li> <li>5. ウェブサイトでの周知・啓発</li> <li>6. 講師派遣</li> <li>7. 消費者被害の最新情報等の定期的な提供</li> <li>8. その他 (具体的に)</li> <li>9. 特になし</li> </ol>	)
--	---

問12 今後、特に重点的に行いたいと考えている取り組みについて教えてください。(〇は3つまで)

<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 啓発・情報提供</li> <li>2. 学生からの相談への対応</li> <li>3. 教職員に対する啓発・情報提供</li> <li>4. 他機関との連携強化</li> <li>5. 授業・ゼミにおける教育</li> <li>6. その他 (具体的に)</li> <li>7. 特になし</li> </ol>	)
---	---

問13 今後、行政・事業者・学校・消費者団体等が連携、協力して消費者教育を実施していく  
にあたり、ご意見やご提案がありましたらご記入ください。



ご協力ありがとうございました。

12月23日（火）までに切手を貼らずにポストにご投函ください。

## 消費者教育に関する実態調査

日頃は、県政に、格別のご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。  
 この度、県では、県内に所在する事業者の消費者教育に関する実態や現状等を把握し、企業のニーズや地域の実情に基づいた、より効果的な施策の推進を図るために、また、今後の施策効果を検証するための必要な基礎的項目の把握をし、消費者教育を推進するための施策検討の基礎資料とするために、「消費者教育に関する実態調査」を実施することといたしました。

この調査は、無作為抽出により選ばれた奈良県内に所在する企業300事業者を対象に、実施するものです。

お忙しいところ、お手数をおかけいたしますが、調査の趣旨をご理解いただき、ぜひご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、本調査の結果については、取りまとめの上、個別情報を伏した統計データとして公表し、フィードバックさせていただきます。

ご回答にあたってのお願い

- ◆ご回答は、あてはまる選択肢の番号に○印をつけてください。
- ◆設問によって『○は1つ』『○は3つまで』など、○をつける数が異なりますので、注意書きに沿ってご答えください。
- ◆「その他」に○印をつけられた場合には、( ) 内に内容をご記入ください。
- ◆ご記入は、黒や青のボールペンまたは鉛筆などではっきりとわかりやすくお願いします。
- ◆ご回答が済みましたら、お手数ですが、同封の返信用封筒に調査票を入れて、平成27年1月9日(金)までにお近くの郵便ポストに投函してください(切手は不要です)。

本調査についてご不明な点などがございましたら、下記へお問い合わせください。

奈良県くらし創造部 消費・生活安全課 消費者行政係  
 電話 : 0742-27-8704 担当: 夏秋、門前  
 FAX : 0742-22-0300

## I 貴事業所についてうかがいます。

問1 貴事業所についてご回答ください。

事業所名	1. 建設業 2. 製造業 3. 情報通信業 4. 運輸業 5. 卸売・小売業 6. 金融・保険業 7. 不動産業	8. 飲食店、宿泊業 9. 医療、福祉 10. 教育、学習支援業 11. サービス業 12. 職業紹介・労働者派遣業 13. その他( )
主要事業内容 (番号に○)		
従業員数 (注)	1. 20人以下 2. 21~50人 3. 51~99人 4. 100~299人	5. 300~999人 6. 1,000~1,999人 7. 2,000~4,999人 8. 5,000人以上
回答部署名		
ご担当者名		
電話番号	-	

(注) 従業員数は、常用雇用者(正規、非正規含む)数をご記入ください。派遣労働者は入りません。  
 ・回答部署名は今後の参考とさせていただきますので、ご記入をお願いいたします。ご担当者および電話番号はよろしければご記入ください。

## II 貴事業所の従業員に対する消費者教育の実施状況等についてうかがいます。

問2 消費者問題に関する啓発(消費者教育)を行っていますか。(○は1つ)

1. 行っている      2. 行っていない → 問2-5以降へ

問2で「1.行っている」と回答した事業所にうかがいます。  
 問2-1 啓発の対象者をすべて選んでください。(○はいくつでも)

1. 正社員(新規採用者)
2. 正社員(新規採用者以外)
3. 非正社員(パート、アルバイト等)
4. 派遣社員(貴事業所以外から派遣で来ている人)
5. 派遣登録者(貴事業所に派遣や人材登録をしている人)
6. その他(具体的に )

問2-2 研修等、消費者教育を行っている時期について教えてください。(〇は1つ)

1. 入社前に新規採用予定者が集まる機会
2. 新規採用後の研修
3. 全社員対象の希望者申込制講座等
4. 中高年社員を対象としたライブプランセミナー等
5. その他 (具体的に )

問2-3 啓発の方法を選んでください。(〇はいくつでも)

1. 研修や講習会の実施 (研修の一部に盛り込むことを含む)
2. 外部の講習会等への参加支援 (出張扱い、参加費の付与等)
3. チラシやパンフレットの配布
4. チラシやパンフレットの職場内回覧
5. 社内広報誌等への記事掲載
6. メール等、電子媒体による情報提供
7. 消費者問題に関するDVD等教材の活用
8. その他 (具体的に )

問2-3で「1. 研修や講習会の実施 (研修の一部に盛り込むことを含む)」と回答した事業所に  
うかがいます。

問2-4 研修や講習会の内容をご記入ください。(対象、テーマ、講師、時間等)

- 例) 新入社員研修で弁護士による多重債務や悪質高法に関して1時間実施
- 【問3へお進みください】

問2で「2. 行っていない」と回答した事業所にかかっています。

問2-5 消費者教育に関する研修等を行うことができない、主な理由を教えてください。  
(〇は2つまで)

1. 研修受講者の時間が取れないから
2. 研修を運営する体制が取れないから
3. 消費者教育に費用を使う余裕がないから
4. 消費者教育を企業等が従業員に行う必要があるとは思われないから
5. 従業員は、すでに十分な消費者としての知識等を備えていると考ええるから
6. その他 (具体的に )

Ⅲ 今後の従業員に対する消費者教育についてうかがいます。

問3 今後、取り組むことが可能な消費者教育の手法を選択してください。(〇はいくつでも)

1. 研修や講習会の実施
2. 外部の講習会等への参加支援 (出張扱い、参加費の付与等)
3. チラシやパンフレットの配布
4. チラシやパンフレットの職場内回覧
5. 社内広報誌等への記事掲載  
 (→社内広報誌等の媒体を教えてください。(〇はいくつでも)  
 a. 紙 b. テータ配信 c. その他 ( ) )
6. 消費者問題に関するDVDの活用 (新規採用職員への説明会や社員食堂等での放映等)
7. メール等による情報提供
8. その他 (具体的に )
9. 今後も消費者教育を実施できない → 問3-6へ

問3で「1. 研修や講習会の実施」と回答した事業所にかかいます。

問3-1 もし、研修や講習会を外部講師によって行う場合に、支払うことができる講師料を  
選択してください。(〇は1つ)

1. 無料のみ
2. 交通実費のみ
3. 5千円以下
4. 1万円以下
5. 3万円以下
6. 3万円以上でも可
7. その他 (具体的に )

問3-2 今後予定の研修等の対象者を選択してください。(〇はいくつでも)

1. 正社員 (新規採用者)
2. 正社員 (新規採用者以外)
3. 非正社員 (パート、アルバイト等)
4. 派遣社員 (貴事業所以外から派遣で来ている人)
5. 派遣登録者 (貴事業所に派遣や人材登録をしている人)
6. その他 (具体的に )

問3-3 今後予定の研修等の対象社員及び時期について選択してください。(〇はいくつでも)

1. 新規採用後の研修
2. 全社員対象の希望者申込制講座等
3. 中高年社員を対象としたライブプランセミナー等
4. 入社前に新規採用予定者が集まる機会
5. その他 (具体的に )



問3-4 消費者教育を行う場合に、取り上げたいテーマを選択してください。(○は3つまで)

1. 悪質商法（SF商法、キャッチセールス、デパート商法、マルチ商法、霊感商法等）
2. 金融商品・投資に関するトラブル
3. 多重債務・家計管理・生活設計
4. 振り込み詐欺や投資詐欺等
5. 携帯電話・スマートフォン・インターネットに関するトラブル
6. クーリング・オフ制度等
7. クレジットカードの仕組みについて
8. 食品や製品の安全と表示について
9. グリーンコンピューター
10. エシカルコンシューマー
11. フェアトレード
12. その他（具体的に）
13. わからない

問3-5 従業員に対する消費者教育に取り組む際に、行政に期待することを選択してください。(○はいくつでも)

1. 効果的な実践事例の紹介
2. 従業員向けパンフレット等の配布（紙）
3. 従業員向けパンフレット等の配布（データ）
4. DVD等映像資料の提供
5. ウェブサイトでの周知・啓発
6. 講師派遣
7. 消費者被害の最新情報の定期的な提供
8. その他（具体的に）
9. 特になし

問3で「9. 今後も消費者教育を実施できない」と回答した事業所にうかがいます。

問3-6 研修を行えない主な理由を選択してください。(○はいくつでも)

1. 研修受講者の時間が取れないから
2. 研修を運営する体制が取れないから
3. 消費者教育に費用を使う余裕がないから
4. 消費者教育を企業等が従業員に行う必要があるとは思われないから
5. 従業員は、すでに十分な消費者としての知識等を備えていると考えるから
6. その他（具体的に）

#### IV 企業の社会貢献の一環としての消費者教育についてうかがいます。

問4 企業の社会貢献の一環として、消費者教育への協力が期待されていますが、貴事業所の消費者に対する活動についておうかがいます。現在、消費者教育に関する活動（学校への協力を含む）を、企業として行っていますか。

1. 行っている
2. 現在は行っていないが今後行う予定がある →問4-3へ
3. 行っていない →問4-4へ

問4で「1. 行っている」と回答した事業所にうかがいます。

問4-1 現在行っている活動の内容を具体的に記載してください。  
※ウェブサイト等で活動内容等が公表されている場合は、URLや事業名をご記入ください。

問4-2 今後の活動の方向について選択してください。(○は1つ)

1. 現在の活動を継続して行う予定
2. 現在の活動に加え、新たな活動を行う予定
3. 現在の活動を中止する予定
4. 現在の活動を中止し、新たな活動を行う予定
5. 現在の活動にとられず、依頼や相談があれば、柔軟に対応していく予定
6. その他（具体的に）

【問5へお進みください】

問4で「2. 現在行っていないか今後行う予定がある」と回答した事業所にうかがいます。  
問4-3 今後行う予定の活動内容を、書ける範囲で記載してください。

【問5へお進みください】

問4で「3. 行っていない」と回答した事業所にうかがいます。

問4-4 現在、活動を行っていない理由を選択してください。

1. 消費者問題に関して協力でできる事業内容ではないから
2. 本来業務以外に携わる余裕がないから
3. 行政や消費者から要請がないから
4. その他（具体的に）

問5 自社の商品開発、営業形態等に関して、消費者である顧客の声・意見を取り入れて工夫していることはありますか。（○は1つ）

1. ある       2. ない

（ない理由をご記入ください。）

【問6へお進みください】

問5で「1. ある」と回答した事業所にうかがいます。

問5-1 どのような方法で顧客の声・意見を取り入れていますか。（○はいくつでも）

1. お客様相談窓口
2. アンケート
3. 消費者モニター
4. 営業担当者
5. ウェブサイトのクチコミやレビュー
6. その他（具体的に）

問6 今後、行政・事業者・学校・消費者団体等が連携、協力して消費者教育を実施していくにあたり、ご意見やご提案がありましたらご記入ください。

ご協力ありがとうございました。

平成27年1月9日（金）までに切手を貼らずにポストにご投函ください。